

空き家に関する支援

所有者向け

空き家利活用リフォーム補助金

対象

新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認）の居住部分が50㎡以上の空き家について、

- ①リフォーム後1年以内に売却や賃貸等した方
- ②取得や賃借後1年以内にリフォームした方
- ③リフォーム後に公共的利用や寮などの福利厚生施設として利用した方（要事前相談）

補助額 **最大 50万円**（工事費の1/3）
（リフォームローンを含む）

詳細はこちら→

隣地統合補助金

対象

それぞれ異なる所有者の隣地を宅地として統合（合わせて200㎡以上）した場合

補助額 **最大 50万円**
（登記や測量などの経費の1/2）

詳細はこちら→

《空き家とは》

1年以上又は所有者等が亡くなったあと居住の用に供されていない住宅をいいます。

空き家解体補助金

対象

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認）の居住部分が50㎡以上の空き家

(1) 利活用型

- ①解体後1年以内に跡地の売却又は賃貸した場合
- ②空き家の敷地を取得又は賃借後1年以内に空き家を解体した場合
- ③空き家を解体して跡地を公共的利用に供した場合（要事前相談）

補助額 **最大 50万円**

詳細はこちら→

(2) 宅地再生創出型

借地の返還又は跡地の管理を継続する場合

補助額 **最大 30万円**

詳細はこちら→

※(1)・(2) とも工事費の1/3

※工事費用が50万円以上であること

※リフォーム・解体とも、市内の事業者が施工する工事であること

空き家に関する相談は…

住政策推進課
空き家対策室

0294-22-3111(代)
内線 754・436



条件に合致した場合、助成金の併用が可能です

山側住宅団地内に中古住宅を購入し、リフォームをして住んだ子育て世帯

山側住宅団地
住み替え促進事業
【マイホーム取得】
50万円

+

山側住宅団地
住み替え促進事業
【リフォーム】
最大 100万円

=

最大 150万円

市内の空き家を取得してリフォームした若年夫婦

住み替えチャレンジ
支援事業
20万円

+

空き家利活用
リフォーム補助金
最大 50万円

=

最大 70万円

※いずれの助成・補助金にも、併用できない補助金があります。詳しくはお問合せください。

令和7年度 日立市住政策推進事業について

住まいに関する助成金のご案内

住宅取得に関する支援

個人向け

ひたちマイホーム取得助成

対象住宅

- ・新築（注文住宅・建売住宅）
※令和5年4月1日～令和7年3月31日に契約した方

対象者

- ・子育て世帯
- ・若年夫婦
- ・44歳以下の方

詳細はこちら→



助成額 **定額 20万円**

住み替えチャレンジ支援

対象住宅

- ・中古住宅又はマンション
※令和5年4月1日以降に契約した方

対象者

- ・子育て世帯
- ・若年夫婦
- ・44歳以下の方

詳細はこちら→



助成額 **定額 20万円**

※子育て世帯…18歳未満の子等を有している世帯

※若年夫婦…世帯のどちらかが44歳以下である世帯



ご注意を!!

国が実施する「子育てエコホーム支援事業」や、「子育てグリーン住宅支援事業」との併用はできません。

ひたちエコみらい住宅助成

日立市内に長期優良住宅又はZEH水準以上の住宅を取得した子育て世帯 又は 夫婦どちらかが39歳以下の若者夫婦に助成金を交付します。

助成額 **定額 5万円**

詳細はこちら→



※国が実施する「子育てエコホーム支援事業」や、「子育てグリーン住宅支援事業」とも併用可能です。



さらに、市の脱炭素化促進事業と併用すれば

助成額 **最大 15万円**

詳細はこちら→



本紙に掲載の助成金に対するお問い合わせは…



日立市都市建設部
住政策推進課
（日立市役所5階 山側）



☎ 0294-22-3111
（内線）247・436・583・754
juseisaku@city.hitachi.lg.jp

*助成金についての詳細は、各ホームページをご覧ください。

リフォームに関する支援

個人向け

山側住宅団地住み替え促進リフォーム補助金

《山側住宅団地とは》

高鈴台・山の神・青葉台・堂平・平和台・小咲台・中丸・塙山・金沢・台原・根道ヶ丘・みかの原の12団地

対 象

令和5年4月1日以降に、山側住宅団地内の住宅をリフォーム後に売却等や賃貸した方又は取得や賃借後にリフォームした方

※市内の事業者が施工した工事であること。

※予算に限りがありますので工事前に相談をお願いします。

詳細はこちら→



補助額 **最大 100万円** (工事費用の 1/2)

山側住宅団地 プロモーション特設サイト

山側住宅団地に
居住している方の
インタビュー記事
などを掲載しています。



詳細はこちら→



ひたち転入者応援リフォーム助成

対 象

日立市外から令和5年4月1日以降に転入した方で、日立市内の住宅を取得契約又は相続し、1年以内にリフォームして住民登録をした方

※市内の事業者が施工した工事であること。

※予算に限りがありますので、工事前に相談をお願いします。

詳細はこちら→



助成額 **最大 50万円** (工事費用の 1/2)



ご注意を!!

外壁塗装や屋根の補修など、現在居住している住宅の修繕に係るリフォーム補助金は取り扱っておりません。

リフォームに関する支援

事業者向け

中古住宅流通促進リフォーム補助金

対 象

日立市内の住宅をリフォームし、一定の価格以下で居住者向けに売却する宅地建物取引業者

※市内の事業者が施工した工事であること。

※予算に限りがありますので、工事前に相談をお願いします。

詳細はこちら→



補助額 **最大 300万円** (工事費用の 1/2)

住宅の市場流通に関する支援

事業者向け

宅地創出促進事業補助金

対 象

居住誘導区域内で開発行為により住宅地を整備する事業者

詳細はこちら→



補助額

居住誘導区域内

最大 400万円 (40万円/区画)

ひたちBRT沿線（停留所から500m以内）
及び駅周辺（駅から1km以内）

最大 600万円 (60万円/区画)

既存建築物解体費加算

最大 90万円 (最大30万円/区画)

まちなかマンション建設促進事業補助金

対 象

ひたちBRT沿線（停留所から500m以内）及び
駅周辺（駅から1km以内）にマンションを建設する事業者

※市内の事業者が施工した工事であること。

※予算に限りがありますので、工事前に相談をお願いします。

詳細はこちら→



補助額 **最大 400万円** (10万円/戸)

マンション管理計画認定制度（令和6年5月から開始）

《マンション管理計画認定制度とは》

マンション管理の適正化の推進に関する法律に基づき、
マンションの管理や長期修繕計画などの管理計画について、
市が認定する制度

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



日立市への移住に関する支援

個人向け

移住支援金

対 象

直前の10年間に通算5年以上かつ直前に1年以上、東京23区に在住
又は東京圏から23区内に通勤していた方

詳細はこちら→



支援額

単身

60万円

2人以上の世帯

100万円



世帯に18歳未満の子がいる場合、
1人につきさらに100万円加算

※移住支援金の申請には、転入前の相談が必要となります。

※その他要件があります。詳しくは市ホームページをご確認いただくか、
お問い合わせください。

日立市移住
ポータルサイト
「ひたちぐらし」

